

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者名
住 所 福岡市早良区祖原 21-2
商号又は名称 (株)佐電工 福岡支店
- 2 指名停止の期間
令和 7 年 4 月 17 日から 令和 7 年 10 月 16 日まで (6 か月間)
- 3 事実概要
(株) 佐電工の使用人が、佐賀県多久市発注の庭球場照明改修工事において、入札の秘密事項である指名業者名を多久市職員から事前に入手したとして、令和7 年2 月18 日に、公契約関係競売入札妨害の疑いにより逮捕された。
- 4 指名停止の理由
前記事実は、福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領別表その 2 第 9 号に該当する。
従って、指名停止期間を 6 か月とする。

【指名停止等措置要領 別表その 2 第 9 号】

措置要件	期間
福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 12 か月以内